

令和5年度施行

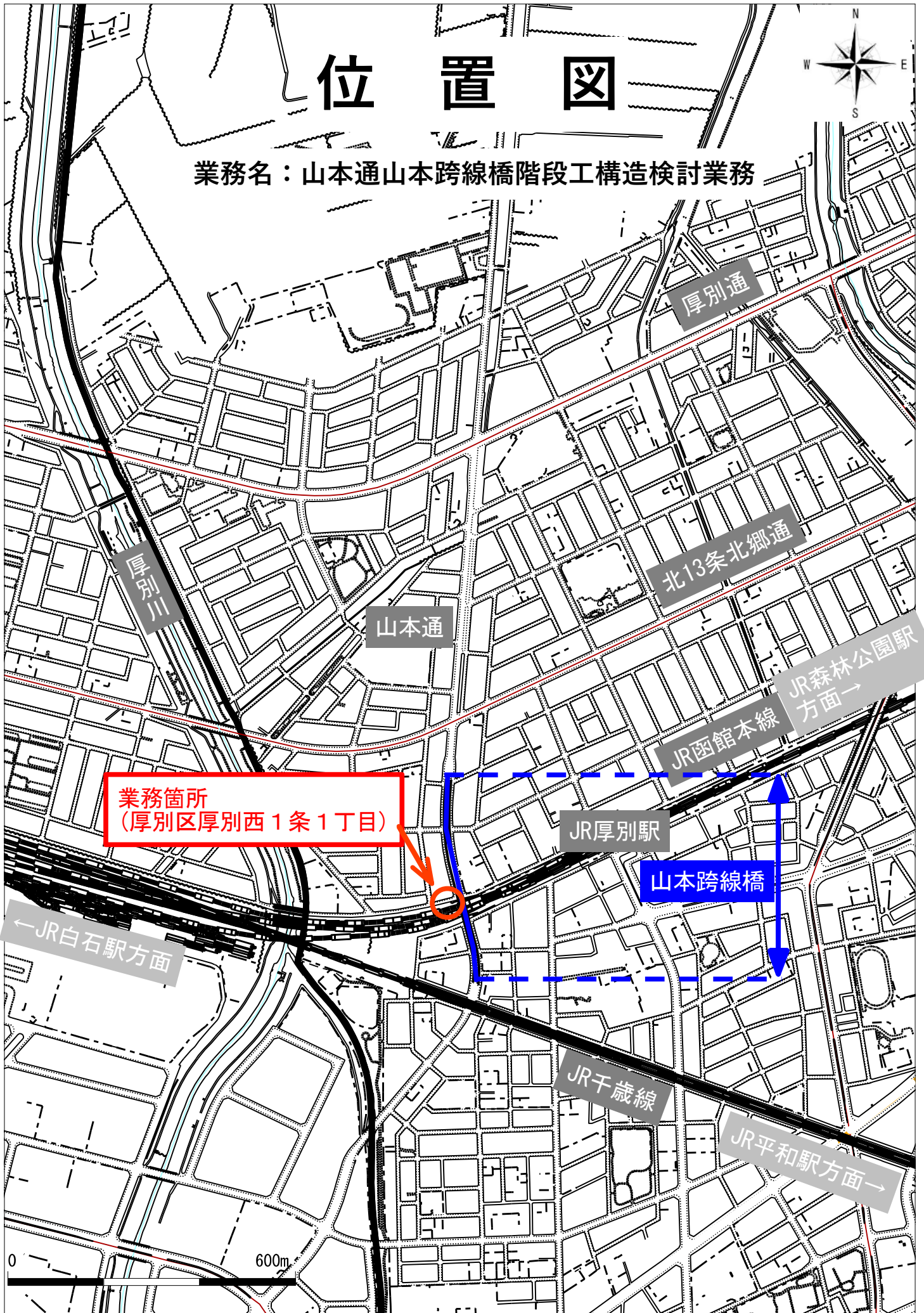
役務説明書

役務名 山本通山本跨線橋階段工構造検討業務

札幌市建設局土木部

位置図

業務名：山本通山本跨線橋階段工構造検討業務



役務名 山本通山本跨線橋階段工構造検討業務

積算額 円也
一金 積算額の100/110 円

役務説明

1. 役務の概要

・ 階段工構造検討 一式

2. 履行場所

札幌市厚別区厚別西1条1丁目

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日までとする。

4. 仕様書及び特記仕様書

- (1)「札幌市土木設計業務共通仕様書」、「札幌市土木工事標準設計図集」、
札幌市電子納品運用ガイドライン(案)[土木業務編]、その他関連する仕様書、要領、指針によることとする。
- (2) その他の事項については、別紙特記仕様書による。

5. 着手

受託者は、本業務を実施するにあたり着手前に内容の詳細について、委託者と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1)業務日程表(役務履行計画書)
- (2)主任設計者等指定通知書及び経歴書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1)完了届
- (2)成果品一式

特記仕様書

【山本通山本跨線橋階段工構造検討業務】

1 業務目的

札幌市では、札幌圏都市計画道路 3・3・83 山本通の整備事業を実施しており、それに関連して

- ・「平成 28 年度 防災・安全交付金事業 3・3・83 山本通山本跨線橋橋梁実施設計」
- ・「令和 2 年度 防災・安全交付金事業 3・3・83 山本通山本跨線橋(既設橋)橋梁実施設計」
- ・「令和 2 年度 地方道路等整備事業 3・3・83 山本通山本跨線橋(新橋)橋梁修正設計」

を過去に実施し、完了している（山本跨線橋のうち新橋は既設橋横に建設し、既設橋は原位置で改築を予定）。

山本跨線橋（既設橋・新橋）に取付計画の階段工 4 基のうち 1 基（北西側）について、上記の平成 28 年度実施設計により設計は完了しているものの、この度、関係者協議の関係から、構造変更（山本跨線橋下の鉄北線を、歩行者が横断しない構造）の検討を行うこととなった。

本業務では、後年度にて詳細設計を行うことを想定し、以下の設計計画に示す条件に対して構造成立性を確認するとともに予備設計に準ずる成果の作成までを想定している。

2 着手日

本業務の着手日は令和 5 年 11 月 20 日を予定している。

3 業務箇所

札幌市厚別区厚別西 1 条 1 丁目

4 橋梁諸元（山本跨線橋本体）

	PC 橋部（一般部）	鋼橋部（跨線部）
橋 長	L = 276.90m	
幅 員	B = 12.845m	
上部工	PCポステン中空床版橋	コンクリート合成床版橋
	支間長 2@26.175m+2@25.4m+25.55m+2@25.6m	支間長 28.25m+35.00m+28.25m
下部工	逆T式橋台、張出式橋脚	逆T式橋台、張出式橋脚
基礎工	鋼管ソイルセメント杭	鋼管ソイルセメント杭

5 業務内容

(1) 階段工構造検討

ア 設計計画

「札幌市土木設計業務共通仕様書」に準拠し、業務計画書を策定すること。

階段工の既存設計に対して、以下の条件を満たすような構造変更が可能か検討し、その結果を示すこと。

- ・山本跨線橋下に階段工乗降口を折込む形状、かつ鉄北線を歩行者が地上で横断不要となる形状とすること
- ・既に設計済の山本通跨線橋本体の構造に影響が生じないこと
- ・地下埋設物（下水道管）等と近接する箇所適切な離隔を確保すること（地下埋設物の移設は極力行わない）
- ・既存道路や階段工の建築限界を確保すること

イ 設計計算

階段工の設計計算については、主要点（桁最大モーメント又は軸力等の生じる箇所）の概略応力計算及び概略断面検討を行った上で支間割、断面形状等の決定を行うものとする。基礎工については、震度法により、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概略の応力計算及び安定計算を行う。

ウ 設計図

一般図（平面図、側面図、主要断面図）を作成し、既設構造物及び計画構造物等（道路の建築限界、山本跨線橋本体など）との位置関係が分かる寸法を記入する。

エ 概算工事費算出

概算数量を求め、概算工事費を算定する。

オ 照査

設計方針、設計手法、設計図等の設計内容が適切であるかの照査を行うこと。

カ 報告書作成

業務内容について、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

キ 現地踏査

本施設は現場条件に応じて検討する必要があるため、現況の利用状況・道路施設等を確認すること。

(2) 打合せ

打合せは以下の回数を予定するが、必要に応じて打合せ回数を増減する。なお、主任設計者は全ての打合せに出席すること。

- ・業務着手時（1回）、成果品納品時（1回）、中間（3回）：計5回

6 成果品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品に関する手引き [土木業務編]：(以下、「手引き」という。)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R 等）で 2 部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「手引き」に基づいて行うものとする。
- (3) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (4) 電子媒体のほかに、用紙に出力したものについても納品すること
 - ・ 報告書：2 部

7 貸与資料

- ・「平成 28 年度 防災・安全交付金事業 3・3・83 山本通山本跨線橋橋梁実施設計」成果品
- ・「令和 2 年度 防災・安全交付金事業 3・3・83 山本通山本跨線橋(既設橋)橋梁実施設計」成果品
- ・「令和 2 年度 地方道路等整備事業 3・3・83 山本通山本跨線橋(新橋)橋梁修正設計」成果品
- ・既設下水道管（Φ1350）竣工図書一式
- ・その他、担当職員が業務履行上必要と認める資料

8 主任設計者及び照査技術者に資格要件

- ・本業務の主任設計者および照査技術者については別紙に示す資格要件を満たすものとする。

9 合同現地踏査の実施について

受託者が希望する場合、担当職員と協議の上、受託者及び委託者合同で現地踏査を実施することができる。実施を希望する場合は、業務着手後速やかに担当職員と協議を行うこととし、合同現地踏査に関する費用は設計変更にて計上するものとする。

合同現地踏査を行った際には、確認事項等を打合せ記録簿に記録し、内容について、受託者及び委託者で確認を行うこと。なお、設計内容に追加や変更が生じた場合は、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。

10 スケジュール管理表の活用

受託者が希望する場合、担当職員と協議の上、スケジュール管理表（様式自由）を活用することができる。活用する場合は、業務工程について業務スケジュール管理表を作成し、担当職員の承諾を得ること。また、業務期間中はスケジュール管理表を適宜更新し、業務の進捗状況等について、定期的に担当職員と情報共有を行うこと。なお、業務完了の際には、最終更新した業務スケジュール管理表を提出するものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取扱う事となった際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)」を守らなければならない。
- (2) 受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。
- (3) 本業務の目的を達成するため検討事項の追加などが必要となる場合は設計変更の対象とすることとし、詳細は担当職員と協議を行うこと。
- (4) 業務を履行する過程で疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上、その指示を受けること。

特記仕様書（橋梁設計）

別紙

- 本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。
 - 主任設計者は、下記資格要件分類表の（Ⅲ）の要件を満たす者とする。
 - 照査技術者は、下記資格要件分類表の（Ⅱ）の要件を満たす者とする。
- 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。
 業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。
 なお、資格要件（Ⅰ）で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件（Ⅰ）	技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート。総合技術監理部門－建設－鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）のいずれかの資格保有者。	
資格要件（Ⅱ）	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（鋼構造及びコンクリート、道路）のいずれかの資格保有者。	
資格要件（Ⅲ）	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件（Ⅳ）	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

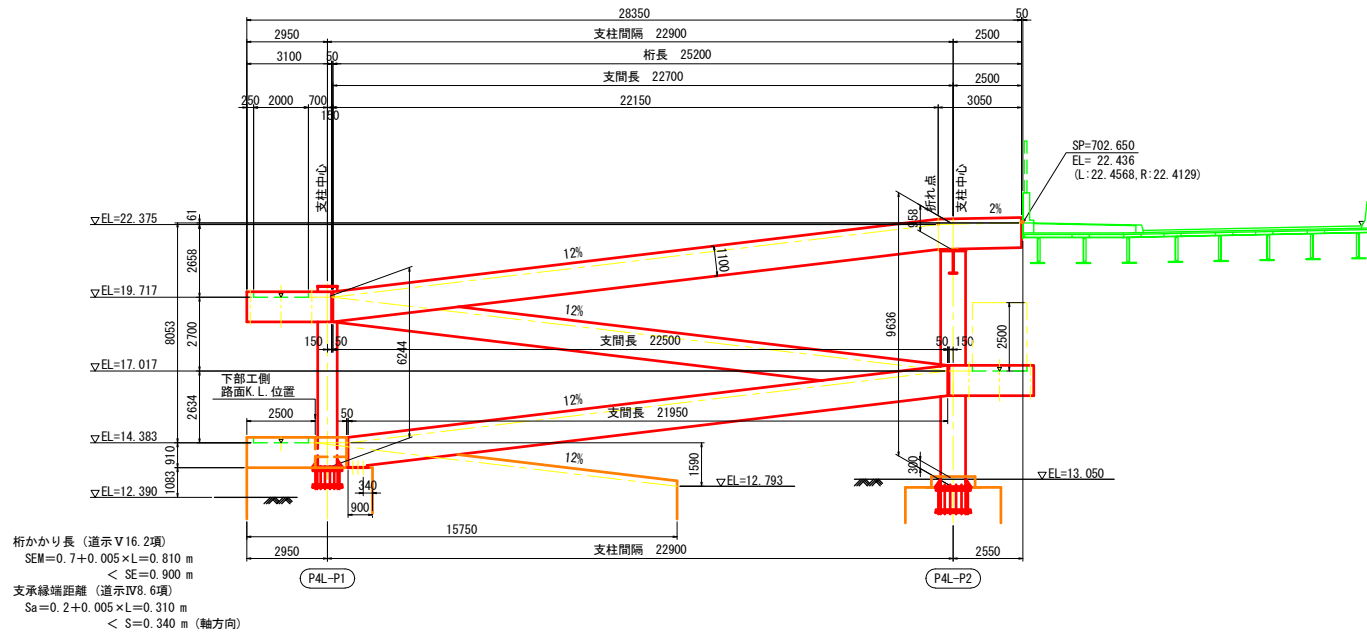
技術士	建設、総合技術監理－建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理－上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理－農業	農業土木
	森林、総合技術監理－森林	森林土木
	水産、総合技術監理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理－応用理学	地質

別表3

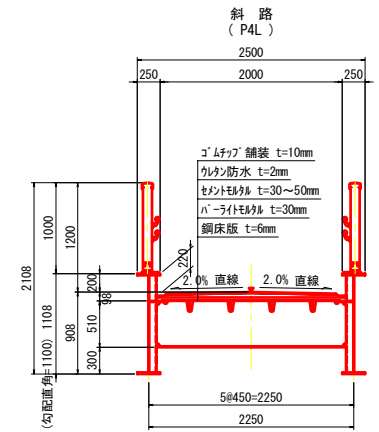
RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
建設環境	
水産土木	

検討対象 (P4L)

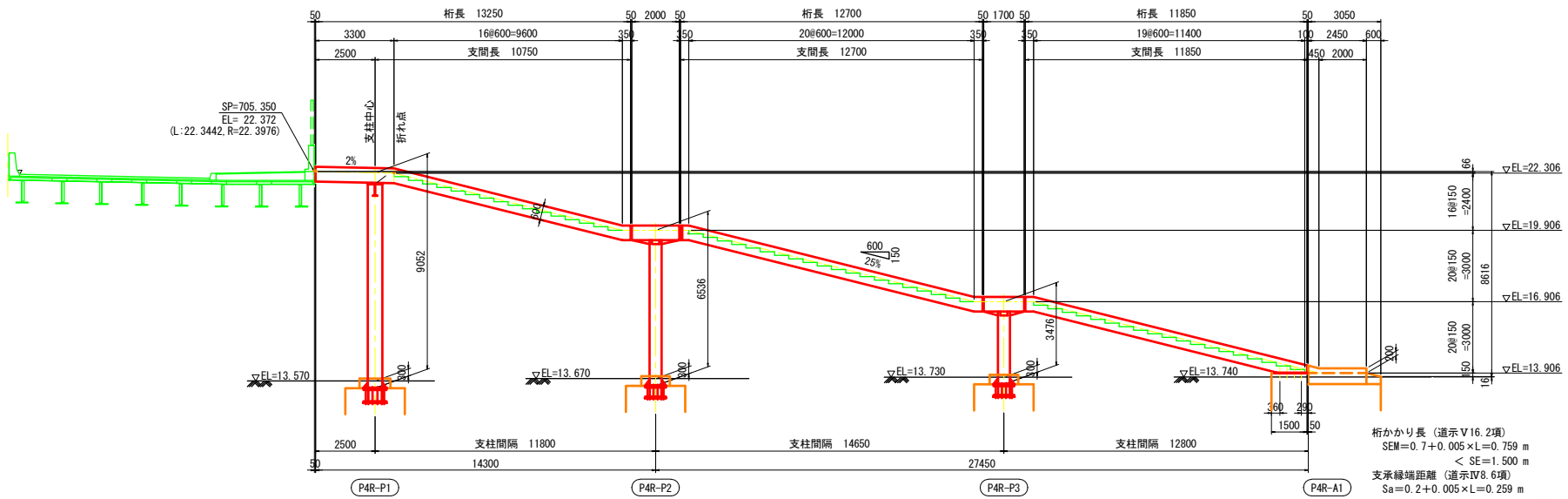
階段工 (P4L) 1: 100
斜路



標準断面図 1: 30



階段工 (P4R) 1: 100
斜路付階段



平成 28 年度設計図

工事名 防災・安全交付金事業 3・3・83山本通
山本跨線橋橋梁実施設計

図面名称 階段工全体図 (2/3)

課長	係長	年月	年月	縮尺	図面番号
				図示	/

H28実施設計
階段工 構造図 (P4L)

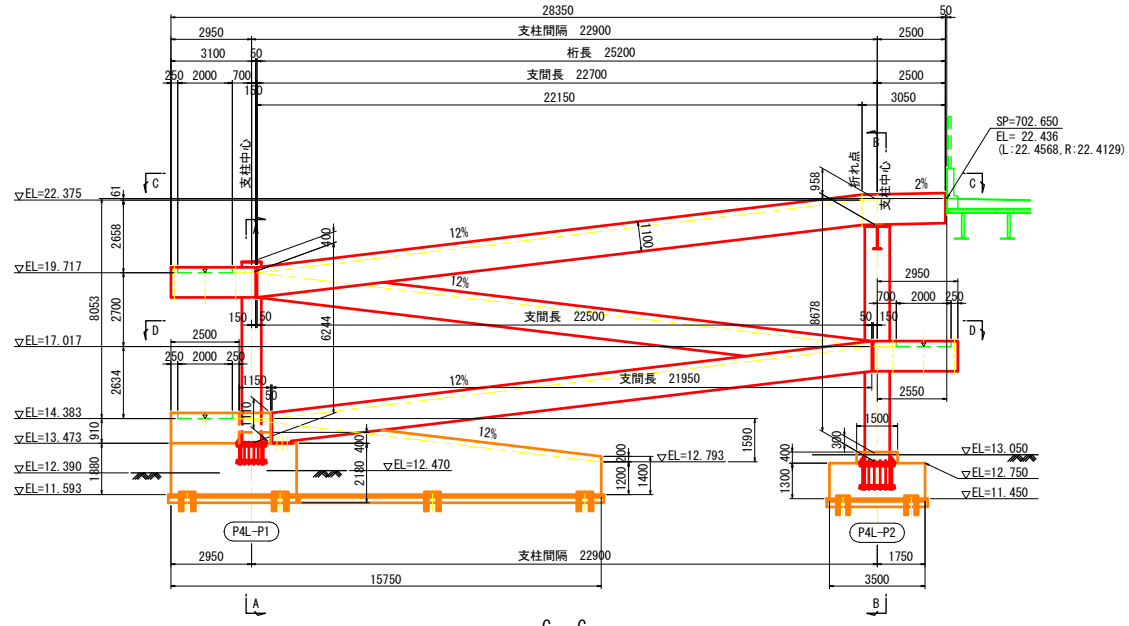
検討対象 (P4L)

P4L 構造一般図

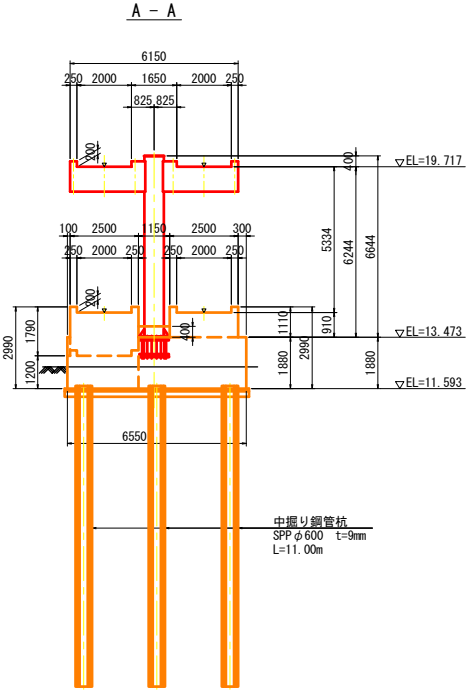
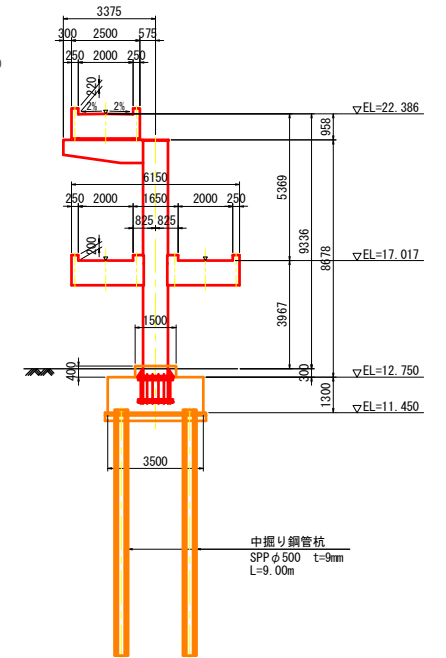
1: 100

参考図-3

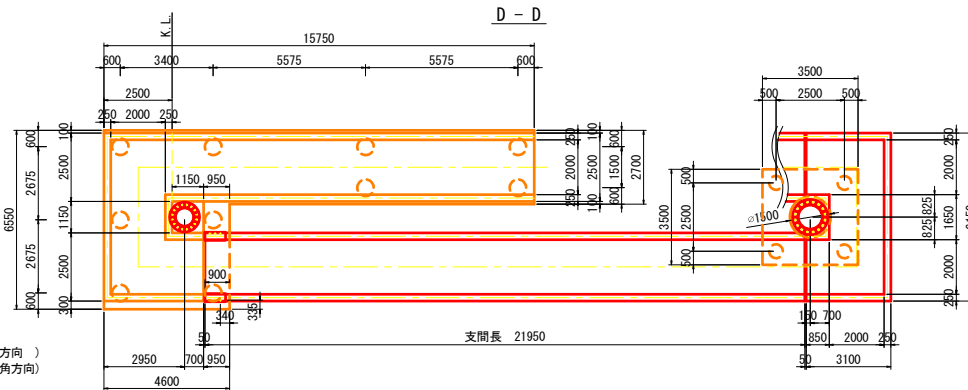
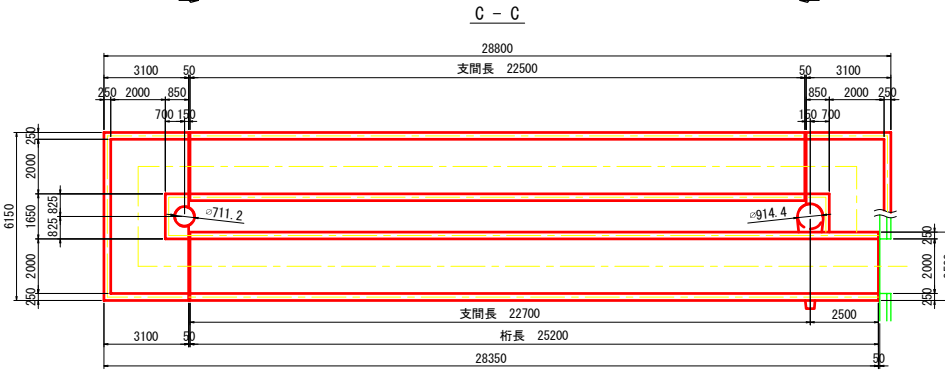
側面図



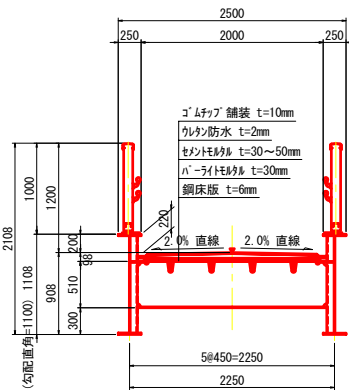
B - B



標準断面図 1: 30



桁かかり長 (道示V16.2項)
SEM=0.7+0.005×L=0.810 m
< SE=0.900 m
支承線端距離 (道示IV8.6項)
Sa=0.2+0.005×L=0.310 m
< S=0.340 m (軸方向)
< S=0.335 m (直角方向)



平成 28 年度設計図

工事名 防災・安全交付金事業 3・3・83山本通 山本跨線橋橋梁実施設計					
図面名称 P4L 構造一般図					
課長	係長	年月	年月	縮尺	図面番号
				図示	/
札幌市建設局土木部					

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に
報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければな
らない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、
書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情
報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

- 2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約(再委託)先の名称
 - (2) 下請契約(再委託)する理由
 - (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
 - (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法
- 3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業員の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....(総括保護管理者).....

.....(保護管理者).....

.....基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック).....

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

令和5年度施行

役務積算書(見積参考)

役務名 山本通山本跨線橋階段工構造検討業務

本積算書は、発注者の施工計画に基づいて作成した積算図書の一部を、見積算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市建設局土木部

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	山本通山本跨線橋階段工構造検討業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	道路構造物設計	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
道路構造物設計			式	1		
橋梁設計			式	1		
階段工構造検討			式	1		
打合せ			式	1		
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価）			式	1		
業務原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
設計業務価格			式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	山本通山本跨線橋階段工構造検討業務	当 初	業務項目	設計業務 道路構造物設計	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路構造物設計			式	1		
橋梁設計			式	1		
階段工構造検討			式	1		
階段工構造検討		【策定歩掛】	式	1		内-1号
打合せ			式	1		
打合せ		中間打合せの回数 3回	式	1		内-2号
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
旅費交通費(率計上)			式	1		内-3号
電子成果品作成費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		内-4号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	山本通山本跨線橋階段工構造検討業務		当 初	業務	設計業務
						項目	直接原価
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価）				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	階段工構造検討			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
設計計画		式	1		内一 5号
設計計算		式	1		内一 6号
設計図		式	1		内一 7号
概算工事費算出		式	1		内一 8号
照査		式	1		内一 9号
報告書作成		式	1		内一 10号
現地踏査		式	1		内一 11号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	設計計画	単価適用年月	2023. 10		
		歩掛適用年月	2023. 10		
		労務調整-超過-規制	1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技術者		人	0.2		
理事・技師長		人	0.4		
主任技師		人	1.4		
技師（A）		人	2.4		
技師（B）		人	0.7		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	設計計算		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 10 2023. 10 1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
理事・技師長		人	0.3		
主任技師		人	1.1		
技師（A）		人	1.8		
技師（B）		人	4.7		
技師（C）		人	5.4		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	概算工事費算出		単価適用年月	2023. 10	
			歩掛適用年月	2023. 10	
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
技師（A）		人	0.7		
技師（B）		人	1.7		
技師（C）		人	2.9		
技術員		人	2.6		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	照査			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 10 2023. 10 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
理事・技師長		人	0.6		
主任技師		人	1.2		
技師（A）		人	1.1		
技師（B）		人	1.2		
技師（C）		人	1.2		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	報告書作成		単価適用年月	2023. 10	
			歩掛適用年月	2023. 10	
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
技師（A）		人	0.4		
技師（B）		人	1.4		
技師（C）		人	1.5		
技術員		人	0.3		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	現地踏査			単価適用年月	2023. 10
				歩掛適用年月	2023. 10
				労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師		人	1.4		
技師（A）		人	1.4		
技師（B）		人	1.4		
技師（C）		人	0.2		
合 計					

